



東京都江東区長と沼津市長が災害時相互応援協定に関する 意見交換を行います。

要 旨

東京都江東区長以下、江東区の防災対策に係る職員が来沼され、沼津市長を訪問して災害時応援協定の内容及び、双方の防災対策を主とする意見交換を行います。

概 要

1 日 時

令和 8 年 7 月 21 日 (火) 11 時 00 分から

2 場 所

沼津市役所 4 階 特別応接室

3 出席者

【東京都江東区】

江東区長 大久保 朋果 様

(江東区総務部危機管理室長ほか職員 4 名が同席します。)

【沼津市】

市長 頼重 秀一 (危機管理監・防災幹・危機管理課長が同席します。)

4 内容

沼津市と江東区は、大規模災害発災時に応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、平成 23 年に相互応援に関する協定を取り交わしております。

当日は、双方の防災対策について情報を共有し、災害時応援協定の実効性の強化を図ることを目的とした意見交換を行います。併せて江東区長には本市の危機管理センター等を視察していただきます。

5 その他

江東区は本市以外に栃木県大田原市、埼玉県秩父市及び福島県矢祭町と災害時相互応援協定を締結しております。

お問い合わせ先

沼津市役所 危機管理課

直通：055-934-4758

江東区と沼津市との災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 江東区と沼津市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 江東区と沼津市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り合うものとする。

(応援の手順)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第6条 江東区と沼津市は、この協定による応援が円滑に行えるよう、毎年、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成23年12月26日

東京都江東区長

山 崎 孝 明

静岡県沼津市長

栗 原 裕 康